

# 町内施設再開のお知らせ

道はこれまで(5月15日現在)新型コロナウイルスに関連した感染症の患者として、遠軽地区広域組合消防署職員で1人、遠軽厚生病院関連で17人、生田原安国の障がい者支援施設関連で9人を確認したと発表しています。現在のところ、病院及び施設内の感染にとどまっており、道においても町民の不安を取り除くべく、感染経路の調査や濃厚接触者の特定など、確実なチェックを行い感染症まん延防止の対応を徹底しています。

道は国からの特定警戒都道府県指定の継続を受け、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛すること、札幌市と他地域との不要不急の行き来を控えること、要請を継続するとともに、石狩総合振興局管内を除いて一部施設の休業要請を解除しました。

町では、5月15日の道の新型コロナウイルスウイルス感染症に係る休業要請の解除を受け、5月15日まで休業していた次の町内施設を、16日から再開しています。

町内施設の再開にあたり、これまで以上に消毒や換気、3つの密に留意するなど感染症まん延防止に向けた対策を行ない、再開してまいりますので町民の皆様のご理解をお願いします。

問合機対策室 ☎42-4811

## 5月16日(土)から再開した施設

【遠軽地域】	問合せ先	【丸瀬布地域】	問合せ先
国産材需要開発センター木楽館	農政林務課 ☎42-4816	丸瀬布活性化施設	丸瀬布支所産業課 ☎47-2213
道の駅遠軽森のオホーツク	商工観光課 ☎42-4819	丸瀬布温泉やまびこ(※2)	
太陽の丘えんがる公園(※1)		丸瀬布森林公園いこいの森	
遠軽町福祉センター(使用貸出)	住民生活課 ☎42-4812	道の駅まるせつぷ	丸瀬布教育センター ☎47-2456
遠軽町高齢者センター	保健福祉課 ☎42-4813	丸瀬布昆虫生態館	
遠軽町郷土館	教育委員会 ☎42-2191	丸瀬布図書室	
遠軽町図書館	遠軽町図書館 ☎42-3632	丸瀬布郷土資料館	
【生田原地域】	問合せ先	【白滝地域】	問合せ先
木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」	生田原支所産業課 ☎45-2012	道の駅しらたき	白滝支所産業課 ☎48-2212
生田原温泉ホテルノースキング(※2)		白滝図書室	白滝教育センター ☎48-2213
生田原図書館	生田原図書館 ☎45-2343	白滝ジオパーク交流センター	ジオパーク推進課 ☎48-2020
		遠軽町埋蔵文化財センター	白滝教育センター ☎48-2213

※1 虹のひろば管理棟、サンヒルハウス、文化研修館を含みます。  
 ※2 サウナ・岩盤浴は休止しています。  
 ©5月31日まで休業している各施設については、引き続き休業となります。なお、状況により変更となる場合があります。

広報  
えんがる

瓦版

2020年(令和2年)

5月17日(日)

発行：遠軽町役場  
総務部企画課

電話 42-4818  
FAX 42-3688

## 遠軽町が独自に行う新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援について

区分	支援対象	施策名	開始時期	内容	問合せ先
支給	道の休業要請等に協力いただいた事業者の皆様	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第1回)	実施中	道の支援金支給対象に加え、「酒類提供を行わない飲食店」も支給対象とした町独自の協力金。4/25(土)から5/6(水)までの休業等協力に対し、道支援金と合わせ1事業者当たり30万円となるよう支給	商工観光課 ☎42-4819
		新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2回)	5月21日～受付開始(予定)	第1回目の協力金支給とは別に、5/7(木)から5/15(金)までの休業等協力に対し、1施設当たり20万円を町から支給	
支給	「宿泊」、「バス・タクシー」、「給食提供」及び「理美容」事業者の皆様	特定施設継続支援金	5月下旬～受付開始(予定)	対象施設の規模に応じて1施設当たり10万円～30万円を町から支給	企画課 ☎42-4818
販売促進	飲食店の皆様に	えんがるプレミアム付お食事券	6月1日～販売開始(予定)	町内飲食店に少しでも元気を取り戻していただけるよう、券面総額1億1千万円分のプレミアム付食事券を発行 ・6,500円分を5,000円で販売(500円券×13枚) ・40,000円分を30,000円で販売(10,000円券×4枚)	
		町ホームページによるテイクアウト・デリバリーメニュー紹介事業	3月24日～	テイクアウトやデリバリーに取り組み始める飲食店を対象に、町ホームページ特集ページにて紹介	
販売促進	宿泊事業者の皆様	宿泊施設利用促進助成制度	感染症流行終息後に実施	町内宿泊事業者に少しでも元気を取り戻していただけるよう、町内宿泊施設利用者に連泊を促す助成制度を実施 ・町内宿泊施設に有料で連泊した利用者に5,000円を町から支給	商工観光課 ☎42-4819
免除	飲食店・宿泊施設事業者の皆様	水道料金・下水道使用料の免除	実施中	町内の飲食店及び宿泊施設を営む事業者に対し、3月分と4月分の水道料金・下水道使用料を免除 さらに、5月分と6月分についても引き続き免除	水道課 ☎42-4815
その他	医療従事者の皆様に	医療従事者への感謝・応援	実施中	遠軽厚生病院勤務の方をはじめとする医療従事者への感謝と応援の気持ちを表現 ・えんがるロックパレスキー場でのブルーライト点灯 ・ふれあいパーク(大通南1)での応援メッセージ放映 ・町内路線バス車体側面での応援メッセージ掲示 ・町内全保育所児童による桜の木(手形)応援メッセージ掲示 ・遠軽町図書館の窓に応援メッセージ掲示	商工観光課 ☎42-4819 子育て支援課 ☎42-4560 遠軽町図書館 ☎42-3632

※国、道の各種支援については、町ホームページ(<https://engaru.jp>)にてご確認ください。

## 新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

### — 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

**その1** ごみ袋は  
しっかり縛って  
封をしましょう!

ごみが散乱せず、  
収集運搬作業において  
ごみ袋を運びやすく  
なります。



**その2** ごみ袋の  
空気を抜いて  
出しましょう!

収集運搬作業において  
ごみ袋を運びやすくし、  
収集車での破裂を  
防止できます。



**その3** 生ごみは  
水切りを  
しましょう!

ごみの量を  
減らすことが  
できます。



**その4** 普段から  
ごみの減量を  
心がけましょう!

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さない  
ことも大切です。家庭での食事機会が増える中、  
料理を楽しみながら、できることがあります。  
環境省の「食品ロスポータルサイト」  
をご覧ください。▶▶▶



**その5** 自治体の  
分別・収集ルールを  
確認しましょう!

粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、  
資源物の分け方・出し方が  
普段と異なる場合があります。  
また、マスクなどごみのポイ捨ては  
絶対にやめましょう。



### 新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、  
鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、  
いっぱいにならない  
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に  
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることの  
ないよう、しっかり縛って  
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから  
しっかり縛って出しましょう。  
万一、ごみが袋の外面に触れた  
場合や、袋が破れている場合は、  
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは  
しっかり手を  
洗いましょう!**

石けんを使って、  
流水で  
手をよく  
洗いましょう。



以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、  
ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。  
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## コロナに負けない! 体づくりのポイント

外出する機会が減り、運動不足や食生活の乱れから、糖尿病など生活習慣病の悪化が心配されます。そこでウイルスに負けない健康な体をつくる食生活・運動の5つのポイントをお伝えします。



- ①1日3食の食事のリズムを大切に、特に朝ご飯は抜かずしっかり食べましょう。
- ②たんぱく質が多く含まれている食品(魚肉等)や色の濃い野菜をしっかり摂ることを心がけましょう。栄養バランスを良くすることで免疫機能が高まります。
- ③アルコール量が増えていませんか? 休肝日をつくりましょう。
- ④毎日体重を測り増減の確認をしましょう。
- ⑤長時間座ったり横にならず、ラジオ体操やストレッチをする等なるべく体を動かしましょう。



問 保健福祉課(げんき21) ☎42-4813

### 新型コロナウイルス感染症に関連した差別、偏見、いじめ等の被害に対して、一人で悩まず私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの  
人権110番** ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの  
人権110番** ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権  
ホットライン** ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

**インターネット受付** インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

パソコン、スマートフォン共通



人権イメージキャラクター  
AKEN ぼんぼん AKEN ぬいぐるみちゃん